



2023年8月10日

各位

会社名株式会社 旅工房
代表者名代表取締役社長 岩田 静絵
(コード番号: 6548 東証グロース)
問い合わせ先 取締役執行役員 朝居 宏文
事業戦略本部本部長

ir@tabikobo.com

債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について

当社は、2022年5月13日に公表いたしました2022年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)にてお知らせしたとおり、2022年3月期において債務超過となり、2022年6月29日に「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」を開示し、2022年8月12日、2022年11月14日、2023年2月14日、2023年5月15日に「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」を開示しております。

つきましては、2024年3月期第1四半期における債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 2024年3月期第1四半期決算の状況について

当社グループは2024年3月期第1四半期連結累計期間において、売上高519,638千円(前年同期比168.8%増)、営業損失127,286千円(前年同期の営業損失は333,042千円)、経常損失126,202千円(前年同期の経常損失は306,909千円)、親会社株主に帰属する四半期純損失99,858千円(前年同期の親会社株主に帰属する四半期純損失は312,661千円)となりました。一方で2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行しており、2024年3月期第1四半期連結累計期間において当該新株予約権の行使により418,192千円を調達しており、2024年3月期第1四半期連結会計期間末における債務超過判定額(純資産合計から非支配株主持分を控除した額)は△758,538千円(前連結会計年度末は、△1,078,932千円)となっております。

2. 債務超過の解消に向けた基本方針について

2022年6月29日付「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」のとおり、当社は、事業面及び財務面での安定化を図り、持続的な収支の改善を図るとともに、資本増強に向けた施策を推進し、当該状況の解消・改善に努めてまいります。

3. 基本方針を踏まえた取り組みの進捗状況について

①徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、希望退

職の実施や東京本社の縮小移転等による固定費の圧縮を行ってまいりました。2024年3月期第1四半期連結累計期間においても、さらなる固定費適正化のため、大阪支店の移転を実施しております。第2四半期以降も、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるよう引続きコストコントロールを実行してまいります。

②海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社グループは従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、海外渡航に関する様々な明るい兆しが見え始めております。このような状況を踏まえ、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社グループの収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中し、人員の新規採用や広告宣伝費の投下の拡大により、取扱高の伸長と業績の改善を図っております。

③資金の確保

2024年3月期第1四半期連結会計期間末における現金及び預金は1,250,710千円と、前連結会計年度末比422,801千円増加しております。総額1,799,000千円の当座貸越契約等に関しては契約期限が2023年8月末となっておりますが、取引銀行とは継続的に支援いただくための協議を行っており、契約期限の延長の可能性は高いものと考えております。また、資本増強のために、2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行しており、当第1四半期連結累計期間において当該新株予約権の行使により418,192千円を調達しております。

併せて、さらなる資本増強のために、2023年8月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。詳細は、本日公表の「第三者割当による新株式の発行並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、2024年3月期第1四半期連結会計期間末における当社グループの純資産の額は△731,950千円であるところ、本株式の発行により純資産の額が約30億円増加することとなります。また、2024年3月期の業績予想は、現時点で合理的に算出することが困難であることから未定としておりますが、旅行業界において需要の回復の兆しが見えてきており国外出国者数も段階的に回復しつつあることから、特段の事情がない限り、本第三者割当の実行により2024年3月期連結会計年度中において債務超過が解消されることが見込まれます。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、2024年3月期連結会計年度中に債務超過を解消するよう努めてまいります。

なお、2022年3月期の債務超過は、新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであるため、上場廃止基準（債務超過）に係る猶予期間は、1年から2年に延長されております。

以上